



# 山下会計事務所 ニュース

株式会社 ハートシステム

2月号

発行人 税理士 行政書士 ITコーディネータ 山下和重

〒679-4003  
兵庫県たつの市掛西町小神20番地の1  
TEL 0791 (62)1388 IP電話 050-5510-4399(フュージョン)  
U R L :http://www.heart-y.com  
E-mail :yamashita@heart-y.com

## 今月のトピックス

平素は、弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ハートシステム龍野のホームページをリニューアルし、インターネットサーバー及びメールサーバーのメンテナンス予定をご案内させていただいております。また、播磨地方の企業様の紹介や身近なイベント情報を掲載しておりますので、合わせてご覧いただければ幸いです。

↓ハートシステム龍野URL  
<http://www.heart-y.ne.jp>



## 会計 〰 知識

製品勘定は、製造業を営む企業が自ら製造し、完成品としてたな卸資産で計上する科目です。  
製品を製造するために消費される費用を製造費用といい、大きく材料費・労務費・経費の3つに分類され、原価計算を通じ製造原価となります。完成品は製品ですが、製造過程にある未完成品は、仕掛品という勘定科目になり、また材料を購入したままで製造投入前では原材料という勘定科目になります。



宍粟市 伊和神社

## 事務所カレンダー

2 February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

赤字が休業日です。

パソコン教室は 〰 の午後1時～

3時まで、〰 は環境清掃の日です。

## 年金所得者の申告手続きが簡素化



サラリーマンは、確定申告不要制度が設けられています。この制度は、一定の条件に該当する場合には所得税の確定申告をしなくてもいいですよ、という制度です。この制度があるために、サラリーマンのほとんどの方が確定申告をしなくてもよいことになっています。一方、年金所得者は、今までこのような制度がなかったために、数万円のことでも毎年所得税の確定申告手続きを行わなければなりませんでした。

### 平成23年度税制改正により 年金所得者の申告手続きが簡素化

しかし、平成23年度の税制改正により、次のすべての条件に該当する方は、所得税の確定申告手続きを行わなくてもよいことになりました。

- (1) 公的年金等の収入金額が年間400万円以下
- (2) 上記(1)以外の所得金額が年間20万円以下

ただし、年金所得者世代は医療費の支払いが比較的多く、医療費控除の適用を受けたい場合もあろうかと思えます。このような場合には、引き続き所得税の確定申告手続きを行う必要があります。これは、医療費控除の他、寄附金控除、雑損控除、年金から控除されない社会保険の普通徴収分などの社会保険料控除、生命保険料控除や地震保険料控除など、現行、公的年金等の支払いを受ける際に差し引かれる源泉所得税の計算上、考慮されていない所得控除項目を受けたい場合などが該当します。

確定申告手続きを行う場合には、基本的にすべての所得を申告する必要があります。特に、上記(2)の所得がある方については、上記(1)および(2)の申告をした上で医療費控除の適用を受けることになります。そのため確定申告手続きをした方が、税金は得をするのかどうかを予め試算する必要があります。

確定申告手続きを行った後に「やっぱり申告はやめます。」といって撤回することはできませんので、申告するかどうかの選択は慎重に行いましょう。

なお、所得税の確定申告手続きが簡素化されても、住民税の確定申告手続きまで簡素化されてはいません。上記の条件に該当して所得税の確定申告手続きを行わない場合であっても、上記(2)の所得があれば住民税の確定申告手続きは行う必要がありますので、ご注意ください。

